

一般社団法人宮崎県教職員互助会 教職員積立年金

【拠出型企業年金保険 (02)】

将来、より豊かな生活をしていくためには、厚生年金だけでは不足が生じる場合があります。厚生年金の補完、退職してから65歳までのつなぎ年金として、教職員積立年金を活用していくことができます。

1 制度の特長

- (1) 教職員互助会の福利厚生事業の一環として会員の自助努力を支援するため、制度運営費の加入者負担はありません。
- (2) 将来年金として受け取れるので、厚生年金を補完するのに適しています。特に、公的年金がでるまでのつなぎ年金としても活用できます。将来の年金補完に必要な年金の資金を現職中から積立てて準備することができます。
- (3) 将来の生活設計にあわせて、毎年自由に月払やボーナス払の掛金を変えることができます。
- (4) 個人年金保険料控除適用になる方の払込保険料は個人年金保険料控除の対象となります。それ以外の方の払込保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

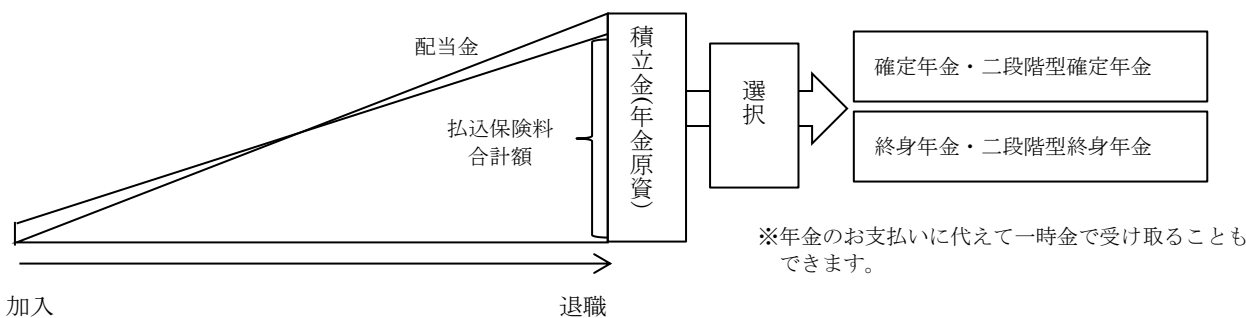
○加入時の年齢 加入日現在（加入日は毎年1月1日です） ※62歳払込完了の場合

53歳未満	53歳以上
個人年金保険料控除の対象	一般生命保険料控除の対象

※税務の取り扱いについては税制改正により、今後変更することがあります。

- (5) 積立期間中の解約もできます。

2 制度の仕組み



※毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。

3 内 容

(1) 加入資格

加入日（毎年1月1日）に満15歳以上60歳未満の互助会会員で、申込日現在健康で正常に就業している方。（個人年金保険料控除適用になる方は、保険料払込完了年齢（62歳）まで10年以上ある方。一般の生命保険料控除適用になる方は、保険料払込完了年齢（62歳）まで2年以上ある方。）

(2) 手続き期間

6月から9月上旬までです。

手続きは年1回です。

加入資格のある全会員に案内します。

- ・現在加入されている方は、現在の積立額等をお知らせします。

・未加入の方には、おすすめ口数を案内します。

(3) 掛金（保険料）の差し引き

- ・**新規加入の方** 月払は加入日の前月 12 月の給料から、ボーナス払は加入した年の 6 月の期末手当からの差し引きになります。
- ・**現在加入されている方で掛金変更をした方** 変更した月払掛金（保険料）は、変更日の前月 12 月の給料から、変更したボーナス払掛金（保険料）は変更した年の 6 月の期末手当から差し引き金額が変わります。

(4) 加入口数

① 月払（1 口 1,000 円）

最低 3 口（3,000 円）～50 口（50,000 円）まで加入できます。

② ボーナス払（1 口 10,000 円）

月払をしている人が利用できます。ボーナス払だけの積立てはできません。

積立ては、6 月と 12 月の期末手当からです。

1 口（10,000 円）から 50 口（500,000 円）まで加入できます。

③ 一時払（1 口 10,000 円）

毎年 1 月と 7 月に 1 口（10,000 円）から 1,000 口（10,000,000 円）まで積立てができます。

納入の方法は、振込用紙を送りますので、直接振り込んでください。

給与振込口座からの差し引きはできません。

一時払のみの加入はできません。

④ 退職時一時払（1 口 10,000 円）

退職時に 1 口（10,000 円）から 1,000 口（10,000,000 円）まで積み増しができます。

確定年金を選択するときは、現職中の積立金の範囲内で積み増しができます。（上限 1,000 万円まで）

終身年金を選択するときは、現職中の積立金に関係なく 1,000 万円まで積み増しができます。

(5) 加入口数の変更

年 1 回、手続き期間中に、月払・ボーナス払の掛金（保険料）を変更することができます。

すでに加入している方については、加入申込書の「既加入口数」の欄に現在の加入口数が記載されています。

月払を増やす・減らす、あるいはボーナス払をやめるなど、変更するときは「申込口数」のそれぞれの欄に変更後の口数を記入し、教職員互助会に提出してください。変更しないときは、提出する必要はありません。

※定年延長による収入の変化も考慮して加入口数の変更をご検討ください

(6) 給 付

【現職中】

●脱退一時金

脱退はいつでもできます。

【退職後】

① 確定年金……………60 歳※から一定期間年金が受け取れます。

（10 年確定、15 年確定、20 年確定） 据え置いて年金開始年齢を延ばすこともできます。

据置期間は最長 10 年です。

※ただし、一般の生命保険料控除適用者が満 50 歳以上で当制度から死亡以外の事由により脱退されたときには、60 歳未満でも確定年金で受け取ることができます。

- ② 保証期間付終身年金……………50歳から生涯、年金が受け取れます。保証期間中は、加入者の生死に関係なく年金が受け取れます。保証期間経過後は加入者が生存する限り受け取れます。

※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

- ③ 二段階型年金（前厚年金）……………10年確定は60歳※から、10年保証期間付終身は50歳（10年確定、10年保証期間付終身）から受け取れます。初めの5年間は多く、6年目以降は少なく受け取ることができます。受取額の割合は2対1です（前段の5年間で2の割合となります）。

※ただし、一般の生命保険料控除適用者が満50歳以上で当制度から死亡以外の事由により脱退されたときには、60歳未満でも確定年金で受け取ることができます。

◎ 個人年金保険料控除適用者は積立期間が10年以上かつ脱退時年齢60歳以上のときに上記①②③が選べます。

◎ 確定年金を選択する場合、退職時の一時積み増しは、現職中の積立金額（万円単位）までしかできませんので、現職中にある程度の積立てをしておくことが大事です。（上限1,000万円）

④ 脱退一時金

年金として受け取らないときは、一時金として全額受け取れます。

(7) 年金の給付日

年4回、5月・8月・11月・2月の各15日に本人口座に送金します。

案内から手続きまでのスケジュールとお願い事項

7月	業務連絡会（パンフレット配布） 「教職員積立年金」のことを説明してください。 加入（変更）申込書……会員数分（すでに加入の方の分も入っています）。 ・加入（変更）申込書を締切日までに教職員互助会に送付してください。 ・加入（変更）申込書に、加入者の署名または申込印が押されているか確認し、送付してください。
9月 1日	申込締切日
12月 21日	第1回月払掛金（保険料）差し引き
1月 1日	加入日・更新日
1月中	一時払保険料（個人振込）

※当ホームページに掲載している内容は2026年度の制度内容（2026年6月29日時点）のものです。ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。

＜制度内容に関するお問い合わせ先＞

一般社団法人宮崎県教職員互助会

〒880-0801 宮崎市老松 1-2-2
宮崎県教職員互助会会館 3階
TEL 0985-29-1242

＜その他お問い合わせ先＞

明治安田生命保険相互会社

南九州公法人営業推進部

〒860-0845 熊本市中央区上通町 1-26
auneKUMAMOTO 5階
TEL 0120-25-7754（平日 9:00～17:00）